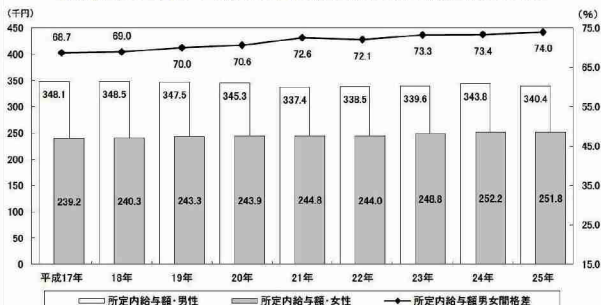


なんでやねん

女性の労働 と 男性の労働は平等か

一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
 4 企業規模10人以上の結果を集計している。
 5 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \frac{\text{女性の所定内給与額}}{\text{男性の所定内給与額}} \times 100$$

君たちが将来働いたときに、大切な労働条件は何だろうか。健康的な職場環境や労働時間も大切だが、最も重要なのは「給料」だろう。

憲法第14条は法の下での平等を保障し、第1項で男女平等だと記しているが、現実はどうなんだろうか。法律的には、給料や給与を賃金という。この賃金は男女平等になっているのだろうか。

【法の下での平等】

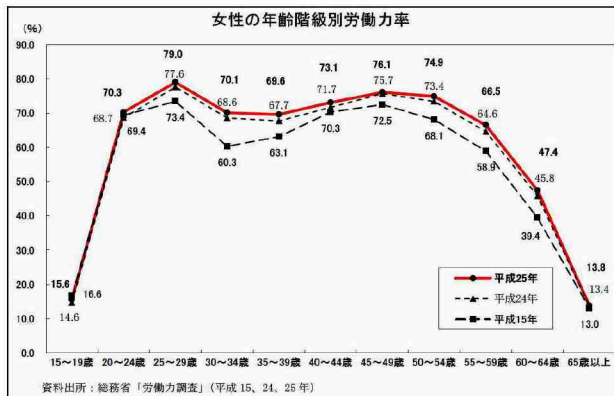
第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
 (第2項以下は省略)

上の「一般労働者の正社員・正職員の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移」(総務省調査)のグラフを読んでみよう。

平成25年度(2013年度)で、給与額の男女格差は74.0%である。これを「不平等」と判断するかどうかは、「条件」をどのように理解するかで変化する。たとえば、女性と男性の勤続年数は同一、職務上の地位は同一かなどを考えないと、正確な比較は困難である。しかし、「格差」があることは、明らかである。

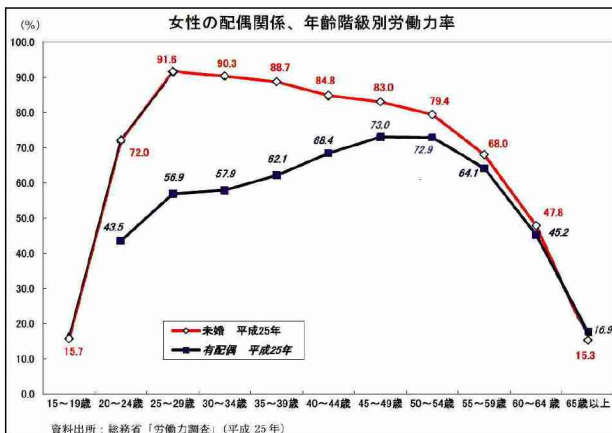
日本の女性の労働は、「M字型」の傾向にある

なぜ、日本の女性の働き方が「M字型」になるのだろうか。



- 15歳から19歳の女性の労働力率(同じ世代のうち働いている人の割合)は低い。それはなぜだろうか。
- 20歳から24歳の女性の労働力率が、平成15年より平成25年の方が高い理由として、どのようなことが考えられるだろうか。
- 30歳から40歳くらいの女性の労働力率が低くなるのは、どのようなことが考えられるだろうか。
- 45歳から54歳くらいになると、再び女性の労働力率が高まる。それには、どのような事情を考慮することができるだろうか。
- 55歳をこえると女性の労働力率は、また低くなり始める。どのような事情を考慮することができるだろうか。子育ては一応、一段落しているはずなのに。
- 介護の必要な高齢者がいる家庭では、介護の中心は誰がしているんだろう。

結婚している女性 と 未婚の女性の 働き方のちがい



- ⑦ 有配偶(結婚しているという意味)の女性が働き始めるのは、何歳ごろが一番多いのだろうか。それには、どんな事情が考えられるのだろうか。
- ⑧ 正社員とパートタイムなどの働き方の違いで、賃金の格差はないか。

一般労働者の正社員・正職員の賃金実態

	きまって支給する現金給与額		年間賞与とその他 特別給与額	所定内 実労働時間数	超過 実労働時間数
	(千円)	所定内給与額 (千円)		(時間)	(時間)
男女計	345.2 (346.8)	314.7 (317.0)	920.9 (943.2)	164 (165)	14 (13)
女性	270.6 (270.5)	251.8 (252.2)	682.3 (689.9)	162 (163)	8 (8)
男性	375.7 (378.3)	340.4 (343.8)	1018.3 (1047.9)	164 (166)	16 (16)

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 25 年)

- 注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 「正社員・正職員」は事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、「正社員・正職員」に該当しない者をいう。
 4 企業規模 10 人以上の結果を集計している。
 5 () 内は前年の数値である。

一般労働者の正社員・正職員以外の賃金実態 (パートタイムやアルバイトなどで働く人)

	きまって支給する現金給与額		年間賞与とその他 特別給与額	所定内 実労働時間数	超過 実労働時間数
	(千円)	所定内給与額 (千円)		(時間)	(時間)
男女計	212.2 (213.8)	195.3 (196.4)	169.5 (167.1)	161 (164)	11 (11)
女性	184.8 (186.1)	173.9 (174.8)	132.1 (125.6)	159 (162)	8 (8)
男性	239.8 (241.8)	216.9 (218.4)	207.2 (209.2)	163 (166)	14 (15)

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 25 年)

- ⑨ 子どもを生む女性は、何歳くらいで第1子を生んでいるのだろうか。そのことと、女性の労働力率との関係はどのように考えたいのだろうか。

- ⑩ 家族の中での男女平等は、どんな条件があれば実現しやすくなるのだろうか。

【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

妻の平均初婚年齢・母の出生時平均年齢・出生までの平均期間
－ 昭和50～平成21年 －

年次	妻の平均 初婚年齢 (歳)	母の出生時 平均年齢(歳)			結婚生活に入ってから 出生までの平均期間(年)		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
昭和 50 年	24.7	25.7	28.0	30.3	1.55	4.09	6.67
55	25.2	26.4	28.7	30.6	1.61	4.32	6.78
60	25.5	26.7	29.1	31.4	1.61	4.23	6.97
61	25.6	26.8	29.2	31.4	1.62	4.22	6.94
62	25.7	26.8	29.2	31.5	1.64	4.25	6.92
63	25.8	26.8	29.3	31.6	1.66	4.26	6.93
平成 元	25.8	27.0	29.4	31.7	1.66	4.29	6.99
2	25.9	27.0	29.5	31.8	1.66	4.30	6.98
3	25.9	27.1	29.5	31.8	1.67	4.31	6.98
4	26.0	27.1	29.6	31.9	1.70	4.30	6.99
5	26.1	27.2	29.6	32.0	1.72	4.31	6.99
6	26.2	27.4	29.7	32.0	1.75	4.33	6.97
7	26.3	27.5	29.8	32.0	1.78	4.33	6.93
8	26.4	27.6	29.9	32.0	1.82	4.35	6.89
9	26.6	27.7	30.0	32.1	1.85	4.41	6.87
10	26.7	27.8	30.1	32.1	1.87	4.45	6.85
11	26.8	27.9	30.2	32.2	1.88	4.49	6.86
12	27.0	28.0	30.4	32.3	1.89	4.52	6.86
13	27.2	28.2	30.4	32.4	1.89	4.53	6.85
14	27.4	28.3	30.6	32.5	1.92	4.56	6.82
15	27.6	28.6	30.7	32.5	2.00	4.57	6.78
16	27.8	28.9	30.9	32.6	2.06	4.62	6.75
17	28.0	29.1	31.0	32.6	2.09	4.66	6.74
18	28.2	29.2	31.2	32.8	2.10	4.73	6.82
19	28.3	29.4	31.4	32.9	2.13	4.79	6.87
20	28.5	29.5	31.6	33.0	2.15	4.80	6.89
21	28.6	29.7	31.7	33.1	2.19	4.80	6.91

注:1)妻の平均初婚年齢は、各年に同居し届け出たものについての数値である。

2)父母が結婚生活に入ってから出生までの平均期間は、嫡出子についての数値である。

資料出所：厚生労働省ホームページ

「平成22年度「出生に関する統計」の概況 人口動態統計特殊報告」より